

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名 | 集落名 | 大字 | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|--------|------|---------|-----------|-----------|
| 岡山市 | 南区第2地域 | 七区地区 | 西七区・北七区 | 令和2年9月28日 | 令和4年10月6日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|----------|
| ①地区内の耕地面積 | 709.9ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 383.6ha |
| ③地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計 | 58.2ha |
| i うち後継者未定(回答有)の農業者の耕作面積の合計 | 18.6ha |
| ii うち後継者について不明(回答無)の農業者の耕作面積の合計 | 2.9ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 145.66ha |

2 対象地区の課題

- 後継者が決まらない。
- 農業を続けたいが、全ての作業を自身で行うのは難しい。(草刈りが大変である。)
- 生産コストが高い。(農機具が高い。)
- 農地が数カ所に分散していて効率が悪い。
- 農道・水路の整備。
- 借りたい農地はあるが、地主の意向が強い。(既に個人的に貸付先が決まっていることがほとんど。農地中間管理機構の制度の活用が進んでいない。)

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高齢化等により、営農できなくなった方の農地は、農業委員会等を通じ、農地中間管理機構等の制度を活用し、中心経営体に農地集積・集約する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

【農地中間管理機構の活用方針】

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。